

鶏卵の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更案	現行
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第36条第1項</u>の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約において「鶏卵」とは、国内において生産された殻付鶏卵であって、一般消費者向けに生食用として販売されるものをいう。 2 この規約において「栄養成分」とは、以下のものをいう。 (1) たんぱく質（アミノ酸等の構成成分を含む。） (2) 脂質（脂肪酸を含む。） (3) 炭水化物 (4) 食物繊維 (5) 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。） (6) 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素及びリン (7) ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸 <u>3 この規約において「特定要素」とは、前項に定める栄養成分のうち、以下の栄養成分をいう。</u> (1) <u>ヨウ素</u> (2) <u>ドコサヘキサエン酸（DHA）</u> (3) <u>α-リノレン酸</u> <u>4</u> この規約において「栄養強化卵」とは、鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的をもって鶏の飼料に栄養成分を加えること等により、可食部分（卵黄及び卵白をいう。）について、次の各号のいずれかを満たす鶏卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。 (1) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第12に掲げる栄養成分については、100<u>g</u>当たりの量が、通常の鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵をいう。以下同じ。）	(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第31条第1項</u>の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3</u> この規約において「栄養強化卵」とは、鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的をもって鶏の飼料に栄養成分を加えること等により、可食部分（卵黄及び卵白をいう。）について、次の各号のいずれかを満たす鶏卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。 (1) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第12に掲げる栄養成分については、100<u>g</u>当たりの量が、通常の鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵をいう。以下同じ。）の栄

変更案	現行
の栄養成分の量に比べて、同表に定める強化された旨の表示の基準値以上増加<u>されており、かつ、食品表示基準第21条の規定を満たすこと。</u> (2) <u>特定要素</u>については、100グラム当たりの量が、通常の鶏卵の<u>特定要素</u>の量に比べて、鶏卵の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める量以上増加されていること。 (3) 第2項に掲げる栄養成分以外の成分については、施行規則で定める当該成分の基準を満たしていること。 <u>5</u> この規約において「事業者」とは、鶏卵を生産し又は受け入れて自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に個別に参加するものをいう。 <u>6</u> この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する鶏卵の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 鶏卵及び鶏卵の<u>容器包装</u>（食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） （必要表示事項） 第3条 事業者は、施行規則に定めるところにより、鶏卵の容器包装に、次に掲げる事項を、外部から見やすい場所に邦文で<u>明瞭</u>に表示しなければならない。ただし、第4号及び第8号に掲げる事項については、施行規則で定める鶏卵に	養成分の量に比べて、同表に定める強化された旨の表示の基準値以上増加<u>されていること。</u> (2) 前項に規定された栄養成分のうち前号の基準によらない場合は、100g当たりの量が、通常の鶏卵の<u>栄養成分</u>（特定要素を含む。）の量に比べて、鶏卵の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める量以上増加されていること。 (3) （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する鶏卵の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 鶏卵及び鶏卵の<u>容器又は包装</u>による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2)～(5) （略） （必要表示事項） 第3条 事業者は、施行規則に定めるところにより、鶏卵の容器又は包装に、次に掲げる事項を、外部から見やすい場所に邦文で<u>明りょう</u>に表示しなければならない。ただし、第4号及び第8号に掲げる事項については、施行規則で定

変更案	現行
限る。 (1) 名称 (2) 原産地名 (3) 内容量 (4) 等級 (5) 賞味期限 (6) 保存方法・使用方法 (7) 採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所 (8) 卵重計量責任者の氏名 <u>2 容器包装の形状等により当該容器包装に直接表示することが困難な場合は、次に掲げる箇所のいずれかへの表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。</u> <u>(1) 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあっては、当該容器包装に内封されている表示書。ただし、賞味期限にあっては、表示書に代えて卵の殻に直接印字することにより表示しても差し支えない。</u> <u>(2) 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあっては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等。</u> <u>3 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</u> (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 栄養強化卵である旨表示する場合 栄養強化卵である旨表示する場合には、栄養強化卵の基準を満たす栄養成分が<u>明瞭</u>となるように、増減又は付加された栄養成分名及び可食部分100<u>グラム</u>当たりの成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分量と対比して表示しなければならない。 なお、通常の鶏卵に含まれない栄養成分については、当該栄養成分の可食部分100<u>グラム</u>当たりの含有量の単位を明記して記載するとともに、通常の鶏卵に含まれない栄養成分である旨を併記すること。 (2) 鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合 鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示	める鶏卵に限る。 (1)～(8) (略) (新設) <u>2 (略)</u> (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 栄養強化卵である旨表示する場合 栄養強化卵である旨表示する場合には、栄養強化卵の基準を満たす栄養成分が<u>明りょう</u>となるように、増減又は付加された栄養成分名及び可食部分100<u>g</u>当たりの成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分量と対比して表示しなければならない。 なお、通常の鶏卵に含まれない栄養成分については、当該栄養成分の可食部分100<u>g</u>当たりの含有量の単位を明記して記載するとともに、通常の鶏卵に含まれない栄養成分である旨を併記すること。 (2) (略)

変更案	現行
する場合には、当該対策を具体的に表示しなければならない。 なお、他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下第6条第10号及び第11号において同じ。）において通常行われている安全・衛生対策について、特別な対策であるかのような表示を行ってはならない。 2 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 (1) 栄養成分等に関する事項 (2) 鶏卵の栄養成分に関する量の多寡に関する事項 (3) 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品又は栄養機能食品）に関する事項 (4) 表示対象の鶏卵を産卵する鶏に給餌する飼料（当該飼料の原材料を含む。）について、遺伝子組換えをしていない旨又はポストハーベスト作業をしていない旨の表示に関する事項 （特定用語の使用基準） 第5条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する用語を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 「平飼い」、「放飼い」又はこれらに類する用語 「平飼い」、「放飼い」又はこれらに類する用語については、次の飼育条件を満たした場合に限り、表示することができる。 ア 「平飼い」又はこれに類する用語 鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育した場合。 イ 「放飼い」又はこれに類する用語 平飼いのうち、日中の過半を屋外において飼育した場合。なお、施行規則で定める基準により飼育した場合は、「放飼い（特定飼育卵）」と表示することができる。 (2) 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」又はこれらに類する用語 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」又はこれらに類する用語は、採卵地が属する市、郡の区域内で流通・消費されることが予定される鶏卵その他施行規則で定める鶏卵に限り、表示することができる。この場合には、<u>容器包装</u>に採卵地又は施行規則で定める鶏卵であることを示す用語と併せて明記しなければならない。	2 (略) （特定用語の使用基準） 第5条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する用語を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) (略) (2) 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」又はこれらに類する用語 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」又はこれらに類する用語は、採卵地が属する市、郡の区域内で流通・消費されることが予定される鶏卵その他施行規則で定める鶏卵に限り、表示することができる。この場合には、<u>容器又は包装</u>に採卵地又は施行規則で定める鶏卵であることを示す用語と併せて明記しなければならない。

変更案	現行
(3) 「有精卵」又はこれに類する用語 「有精卵」又はこれに類する用語は、成雌鶏と成雄鶏を施行規則で定める基準により混飼し、自然交配によって受精可能な飼育環境であることが確認された場合に限り、表示することができる。この場合には、雄鶏の割合を明記するとともに有精卵ではない鶏卵が含まれている可能性がある旨（又は有精卵となる確率）を付記しなければならない。 (4) 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」又はこれらに類する用語 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」又はこれらに類する鶏卵の品質の優良性を強調する用語は、鶏卵を生産又は販売する事業者が、自己の取り扱う鶏卵について、合理的な基準をもって品質等の優良性を選別して出荷している場合であって、他の鶏卵に比べて品質等において特に優れていることについて、あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り、表示することができる。 (5) 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語は、「天然卵」、「自然卵」等、卵を直接修飾する表現として使用することはできない。ただし、卵を直接修飾しない表現として使用する場合は、あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り表示することができる。 (不当表示の禁止) 第6条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 (1) 第2条第4項に規定する栄養強化卵の定義に合致しない内容の商品について、当該定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (2) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示 (3) 合理的な根拠がないにもかかわらず、第4条に規定する特定事項又は前条に規定する特定用語に類似する表示を行うことにより、当該商品の品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (4) 前各号に掲げるもののほか、鶏卵の栄養成分について、事実と相違し、又は、実際のもの	(3) (略) (4) 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」又はこれらに類似する用語 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」又はこれらに類する鶏卵の品質の優良性を強調する用語は、鶏卵を生産又は販売する事業者が、自己の取り扱う鶏卵について、合理的な基準をもって品質等の優良性を選別して出荷している場合であって、他の鶏卵に比べて品質等において特に優れていることについて、あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り、表示することができる。 (5) (略) (不当表示の禁止) 第6条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 (1) 第2条第3項に規定する栄養強化卵の定義に合致しない内容の商品について、当該定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (2)～(9) (略)

変更案	現行
のより著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (5) 第2号及び第3号に掲げるもののほか、飼料について、事実と相違し、又は、これにより鶏卵の品質が実際のものより著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (6) 第2号及び第3号に掲げるもののほか、鶏、鶏舎、卵等の安全・衛生対策、飼養環境について、事実と相違し、又は、これにより鶏卵の品質が実際のものより著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (7) 原産国・採卵地について誤認されるおそれがある表示 (8) 鶏卵に病気の予防等についての効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示 (9) 当該製品について賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞を受け、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示 (10) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又は誹謗することによって、他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (11) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (書類等の整備) 第7条 事業者は、第4条に規定する事項又は第5条に規定する用語を表示する場合は、表示の根拠となる鶏の飼育状況並びに鶏卵の管理状況及び出荷販売等の事項について記載し、若しくは記録した書類等を作成し、又はこれらに代わる伝票等を、当該表示に係る鶏卵を出荷した日から1年間保存しなければならない。 <u>なお、栄養成分の表示に関する資料はその資料を基に表示が行われる期間を通じ、求めに応じて説明できる根拠資料として保管し、定期的に表示と整合していることを確認すること。</u> (鶏卵公正取引協議会の設置) 第8条 この規約の目的を達成するため、鶏卵公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。	(10) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうすることによって、他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (11) (略) (書類等の整備) 第7条 事業者は、第4条に規定する事項又は第5条に規定する用語を表示する場合は、表示の根拠となる鶏の飼育状況並びに鶏卵の管理状況及び出荷販売等の事項について記載し、若しくは記録した書類等を作成し、又はこれらに代わる伝票等を、当該表示に係る鶏卵を出荷した日から1年間保存しなければならない。 第8条・第9条 (略)

変更案	現行
(公正取引協議会の事業) 第9条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する構成事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者等からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 (会員証紙) 第10条 事業者は、この規約に従い適正な表示をしている鶏卵の<u>容器包装等</u>の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。 (違反に関する調査) 第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで及び前条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第12条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで及び第10条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を<u>採るべき旨</u>、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。	(会員証紙) 第10条 事業者は、この規約に従い適正な表示をしている鶏卵の<u>容器、包装等</u>の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。 (違反に関する調査) 第11条 (略) (違反に対する措置) 第12条 公正取引協議会は、第3条から第7条まで及び第10条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を<u>とるべき旨</u>、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

変更案	現行
2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第13条 公正取引協議会は、第11条第3項の規定による措置（警告を除く。）又は前条第1項若しくは第2項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該構成事業者に送付するものとする。 2 前項の構成事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該構成事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則の制定) 第14条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に<u>公正取引委員会及び消費者庁長官</u>の承認を受けるものとする。	2・3 (略) (違反に対する決定) 第13条 (略) (規則の制定) 第14条 (略) 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、第1条の変更は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和5年法律第29号）の施行日から施行する。